

郡山市図書館資料の館外利用停止に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市図書館条例（昭和40年郡山市条例第49号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき図書館資料の館外利用を停止する場合の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び郡山市図書館条例施行規則（平成10年郡山市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(館外利用停止の対象)

第3条 館外利用の停止は、規則第8条に規定する利用期間の終了日の翌日から起算して2か月以上、館外利用した図書館資料を返却しない館外利用者のうち個人であるものに対して、これを行うものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第4条 教育委員会は、館外利用を停止しようとするときは、郡山市行政手続条例（平成8年郡山市条例第6号）第28条の規定に基づく弁明の機会の付与の通知を兼ねた督促状により当該館外利用停止をしようとする者に通知しなければならない。

(館外利用の停止の通知)

第5条 教育委員会は、館外利用を停止したときは、書面により当該館外利用の停止を受けた者に通知する。

(館外利用の停止期間)

第6条 館外利用の停止期間は、館外利用の停止の原因となった図書館資料をすべて返却するまでの期間とする。

(館外利用の停止の解除)

第7条 館外利用の停止を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、教育委員会は館外利用の停止を解除するものとする。

- (1) 館外利用の停止の原因となった図書館資料をすべて返却したとき。
- (2) その他教育委員会が管理運営上支障がないと認めたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。